

損害賠償請求事件について

事案の概要

本件は、自動車事故の被害者の遺族である上告人ら（1審原告ら）が、加害車両（2台）の運転者である被上告人ら（1審被告ら）に対し、損害賠償を求める事案である。

〔事実関係〕

- ① 被上告人らと被害者との間で、自動車事故が発生した（被害者の過失3割）。
- ② 被害者は、保険会社（上告補助参加人）との間で、自動車保険（人身傷害保険）を締結しており、その保険金の上限額は、3000万円であった。
- ③ 上告補助参加人は、上告人らに対し、合計3000万円を支払った。
- ④ 上告補助参加人は、③の後、被上告人らの一人が締結していた自賠責保険から、損害賠償額として3000万円の支払を受けた。
- ⑤ 上告補助参加人は、④の後、上告人らに対し、3000万円を支払った。
- ⑥ 上告補助参加人は、⑤の後、被上告人らの残り一人が締結していた自賠責保険から、損害賠償額として3000万円の支払を受けた。

原判決及び争点

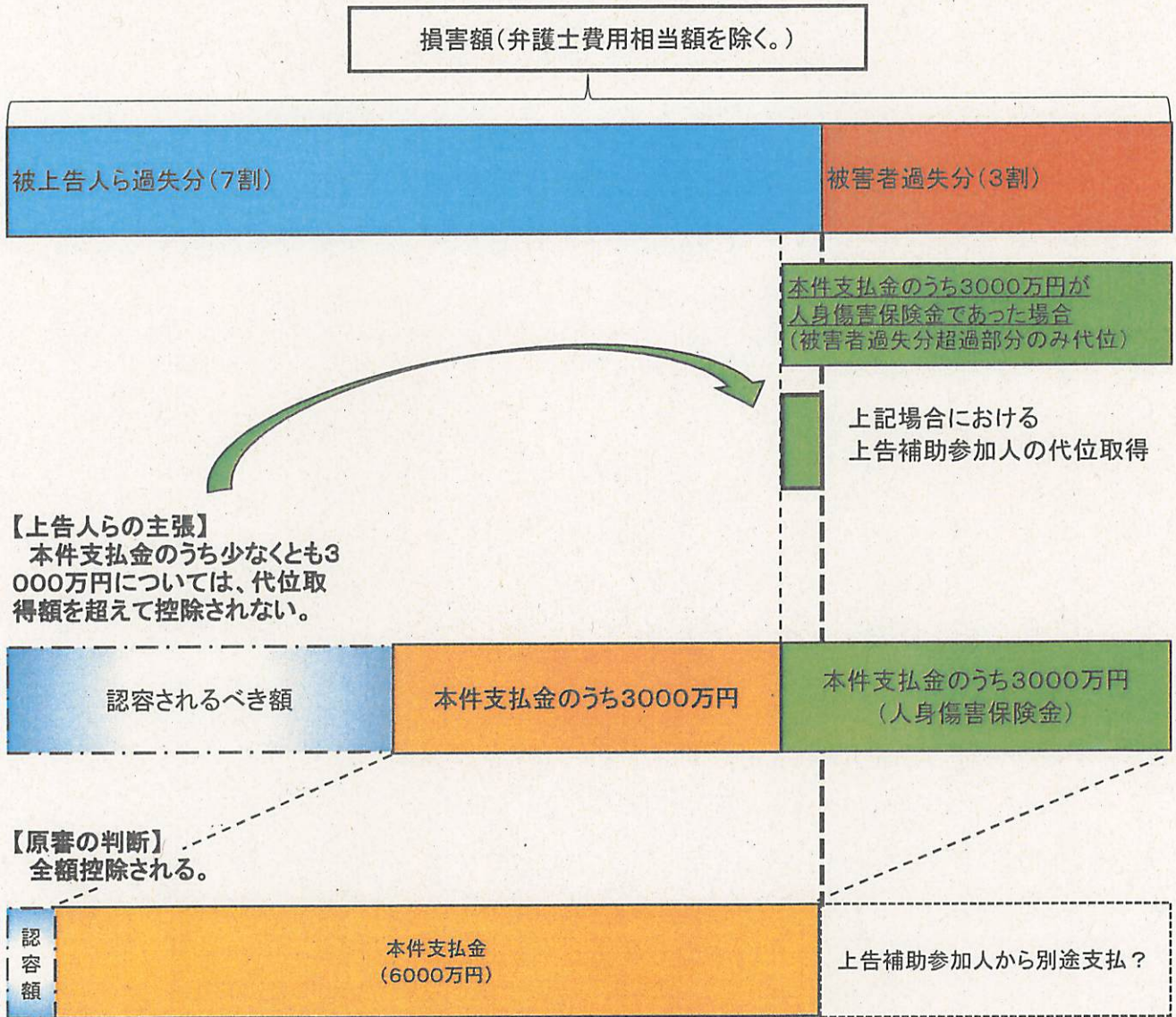
- ◇ 原判決は、上告人らの請求を一部認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、上告補助参加人が上告人らに支払った金員（本件支払金）の全額（6000万円）について、上告人らの被上告人らに対する損害賠償請求権の額から控除することができるか否かである。

原審は、上告補助参加人が自賠責保険を含めて保険金を一括して支払うこととして、本件支払金が支払われており、その全額が自賠責保険の支払の立替払であるとして、上記6000万円を控除できると判断した。

これに対し、上告人らは、本件支払金のうち、少なくとも3000万円は人身傷害保険金であるとして、上告人らの被上告人らに対する損害賠償請求権の額から控除することができるのは、上告補助参加人が人身傷害保険金の支払により保険代位することができる範囲に限られるとして、上記判断は法令解釈を誤ったものであると主張している。

※ 上告人らの主張と原審の判断の関係については、別紙の図解を参照。

(別紙)



選挙無効請求事件（参議院議員定数訴訟）について

事案の概要

◇ 本件は、令和4年7月10日に行われた参議院議員通常選挙（本件選挙）について、公職選挙法上の参議院（選挙区選出）議員の定数配分規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき行われた本件選挙も無効であるとして、各選挙区の選挙人らが提起した選挙無効訴訟である。本件選挙当時、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は3.03倍であった。

◇ 参議院議員（選挙区選出）議員の選挙については長期間にわたり選挙区間の最大較差が5倍前後の状態が継続していた。平成24年及び平成26年の各大法廷判決は、平成22年及び平成25年の各選挙当時、投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったもの（違憲状態）と判断した。

これを受けた平成27年の公職選挙法の一部改正（平成27年改正）により、いわゆる合区が導入された。平成29年の大法廷判決は、平成27年改正により、数十年間5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差が約3倍まで縮小したこと、平成27年改正法の附則に次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨の規定が置かれたことなどを指摘し、平成28年選挙当時の投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえない（合憲状態）と判断した。

平成30年の公職選挙法の一部改正（平成30年改正）により、参議院議員の選挙区選挙につき埼玉県選挙区の定員が2人増員された。令和2年の大法廷判決は、平成27年改正法における較差縮小の方向性を維持するよう配慮されていること、立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできないこと等を指摘し、令和元年選挙当時の投票価値の不均衡につき合憲状態と判断した。

争点及び原審の判断

◇ 本件選挙は、平成30年改正の後、2回目に行われた通常選挙であり、平成30年改正後の定数配分規定の憲法適合性が争われている。

◇ 16件の原判決の内容は、大要、次のとおりである。

(1) 合憲状態：7件

(2) 違憲状態・合憲：8件

（違憲状態にあったが、本件選挙までには是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえない）

(3) 違憲状態・事情判決：1件

（違憲状態にあり、本件選挙までには是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるが、選挙を無効とはせず、各選挙区の選挙が違法であることを宣言するにとどめる）

損害賠償請求事件について

事案の概要

被上告人は、訴外注文者Aから本件マンションの建築工事（本件工事）を請け負った。上告人会社は、Aから本件工事の施工中に本件マンションの敷地（本件敷地）を譲り受けた（本件行為）。

本件は、被上告人が、本件行為が本件工事の請負代金債権（本件債権）等を違法に侵害する行為に当たるなどと主張して、上告人会社及びその代表者（上告人ら）に対し、不法行為等に基づき、被上告人の損害の一部である1億円の連帯支払等を求める事案である。

被上告人の主張は、被上告人は、本件行為の当時、Aから約定どおりに請負代金の支払を受けることができおらず、Aについて破産手続開始の申立てをし、本件敷地を取得して自ら本件マンションを分譲販売する方法によって本件債権の回収を図ることとしていたが、本件行為により、被上告人による本件マンションの分譲販売が遅れるなどしたため、損害を被ったというものである。

原判決及び争点

- ◇ 原判決（大阪高裁）は、Aには請負代金の支払資力はなく、被上告人は、自ら本件マンションを分譲販売する方法によって本件債権の回収を図ることとしていたのであるから、被上告人が自ら本件マンションを分譲販売する方法により本件債権を回収する利益は、不法行為法上の法的保護に値する利益となっており、一方で、上告人らは、被上告人が本件マンションを分譲販売するほかに本件債権を回収する方法がない状況にあることを知りながら、あえて経済的合理性のない本件行為をしたことからすると、本件行為は、本件債権を違法に侵害する行為に当たり、これにより、被上告人は、少なくとも1億円の損害を被った旨判断した。
- ◇ 本件の主な争点は、本件行為が、被上告人の本件債権の回収の利益を侵害するものとして本件債権を違法に侵害する行為に当たるか否かである。

性別の取扱い変更申立て事件について

事案の概要

本件は、生物学的な性別は男性であるが心理的な性別は女性である抗告人が、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「特例法」という。）3条1項の規定に基づき、性別の取扱いの変更の審判を申し立てた事案である。なお、抗告人は、生殖腺除去手術等を受けていない。

〔参考〕

特例法3条1項

家庭裁判所は、性同一性障害者であって次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

1～3 （略）

4 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。

5 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

原決定及び抗告理由

◇ 原決定は、抗告人について、性同一性障害者であって、特例法3条1項1～3号には該当するものの、4号には該当するものではないとした上で、同号は、憲法13条及び14条1項に違反するものとはいえないとして、本件申立てを却下すべきものとした（抗告人が5号に該当するか否か等については判断していない。）。

◇ 特別抗告の理由は、4号及び5号が憲法13条、14条1項に違反するというものである。

〔参考〕

最高裁判所第二小法廷平成31年1月23日決定は、4号について、「現時点では、憲法13条、14条1項に違反するものとはいえない。」とした。

情報不開示決定取消等請求事件について

事案の概要

本件は、東京拘置所に未決拘禁者として收容されていた被上告人が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年法律第37号による廃止前のもの。以下「法」という。）に基づき、東京矯正管区長に対し、被上告人が收容中に受けた診療に関する診療録に記載されている保有個人情報（以下「本件情報」という。）の開示を請求したところ、その全部を開示しない旨の決定（以下「本件決定」という。）を受けたことから、上告人を相手に、その取消しを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

第1審及び第1次控訴審は、本件情報は、法45条1項所定の保有個人情報に当たり、法12条1項の規定による開示請求の対象から除外されるから、本件決定は適法であるとして、被上告人の請求を棄却すべきものとした。これに対し、第1次上告審は、被收容者が收容中に受けた診療に関する保有個人情報は、法45条1項所定の保有個人情報に当たらない旨判断した上、原判決を破棄し、本件を原審に差し戻した。

その後、東京矯正管区長は、本件決定を全部取り消した上で、本件情報の一部を開示する旨の決定をした。

【参考】法45条1項

「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（後略）」については、法12条1項等の第4章（「開示、訂正及び利用停止」）の規定を適用しない旨規定する。

原判決及び争点

◇ 原判決（東京高裁）は、本件決定の取消請求に係る訴えにつき、訴えの利益を欠くとして却下した一方、要旨次のとおり判断し、損害賠償請求を一部認容した。

法務省の担当者等は、被收容者が收容中に受けた診療に関する保有個人情報は、法45条1項所定の保有個人情報に当たるとの解釈を採用し、法務省が組織として当該解釈を周知していたものであり、全国の矯正管区長は、当該解釈に従ってきた実態があるから、法務省の担当者等に職務上の注意義務違反が認められれば、本件決定は国家賠償法1条1項の適用上も違法と評価するのが相当である。しかるところ、法45条1項の規定の文言からは、直ちに、被收容者が收容中に受けた診療に関する保有個人情報が、同項に規定する保有個人情報に当たると読み取ることはできない。これに加えて、第1次上告審判決の判示した理由を考慮すれば、上記のように解釈すべき相応な根拠は見当たらないことなどから、法務省の担当者等は職務上の注意義務に違反したものである。したがって、本件決定は、国家賠償法1条1項の適用上も違法である。

◇ 争点は、本件決定を国家賠償法上違法であるとした上記判断の当否である。